

「健康づくり講演会」 委託業務仕様書

1 委託業務名

「健康づくり講演会」

2 委託業務期間

委託締結の日から令和7年3月31日まで

3 業務の目的

当事業団では、県民の健康増進に寄与するために様々な情報の発信を行っており、県民のヘルステラシー向上を目的に、令和6年度は「睡眠と健康」をテーマに講演会を開催する。

睡眠は、健康増進・維持に不可欠な休養活動であり、睡眠不足による健康への影響は大きく、急速に生活環境が変化する現代、睡眠で悩む人は多く、睡眠への関心度も高いことから、“睡眠の大切さ”や“質の良い睡眠”を得る方法など情報提供を行い、県民の健康的な生活習慣を獲得することを目的とする。

4 開催概要

- (1) 事業名：健康づくり講演会
- (2) 日 時：2025年1月26日（日）14:00～16:00
- (3) 会 場：アイム・ユニバースてだこホール 大ホール（予約済み）
- (4) 対 象：県民（特に働き盛り世代）
- (5) 目標人数：800人
- (6) 参加料：無料
- (7) 主 催：公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団
後 援（予定）：沖縄県、一般社団法人沖縄県医師会

5 委託業務の内容

- (1) 本講演会の企画を制作すること。
- (2) 講演会のタイトルは、興味を引き参加したくなるようなタイトルを提案すること。
- (3) 本講演会の進行、演出、運営管理、その他これらに付随する業務を行うこと。
- (4) 講演者、その他出演者の選定や交渉及び、講演会に係る関係者との調整を行うこと。
- (5) 講演会ステージには、手話通訳を配置すること。
- (6) 講演会ステージの様子を会場大型スクリーンに投影（手話通訳含む）すること。
- (7) 開催会場（アイム・ユニバースてだこ）との連絡調整を行うこと。

- (8) 広報に関しては、次の事を行うこと。
- ① 広報、宣伝については、集客目標数を達成できるように各種メディア（SNS等含む）等を活用し効率的に行うこと。
 - ② 各種マスメディアへ取材依頼、及び講演会当日の取材対応を行うこと。
 - ③ 事前広報用のチラシ制作をするとともに、配布計画を策定し、同計画に基づき配布すること。また、当日参加者配布用のチラシも準備しておくこと。（同様の物でもよい。）
- (9) 講演会参加希望者の受付を行うこと。
※受付は事前受付とし、先着（定員）950名受け付けること。なお、事前受付にて800名に満たない場合は、800名に達するよう参加者を集める方法を提案すること。
- (10) 当日用看板を制作し、会場に設置すること。
- (11) 講演会開催中のリスクに備える保険（賠償保険など）へ加入すること。
- (12) 本講演会の効果を把握するため、来場者のアンケート調査を行うこと。
また、アンケートの回収率は来場者の60%以上を目標とすること。
講演会実施後は、集計し報告を行うこと。
- (13) 講演会を開催するにあたって、てだこホール施設利用条件を守ること。
- (14) 実施報告書（PDFデータ及び印刷物2部）を作成し提出すること。

5 委託金額

5,300,000円（税込）以内で企画提案を行うものとする。但し、会場使用料・冷房利用料は別とし、それ以外に係る付属設備利用等については委託料に含めるものとする。また、委託金額のうち100,000円を事業団調整費用とする。

6 企画提案書の内容

上記の委託業務の効率的・効果的な実施や、講演会については、参加者の行動変容につながるような具体的な内容を提案すること。以下は必須提案とする。

- (1) 本講演会のタイトルの提案（2案）
- (2) 講師の提案（1～3案） ※睡眠専門家で説得力のある著名な人材。
- (3) 司会者の提案（1～3案）、その他出演者は自由（但し、3案まで）
- (4) 本講演会を盛り上げる内容構成の提案（具体的に提案すること。）
※ステージプログラム時間は全体で120分とし、時間配分は自由とする。
- (5) 会場内ホワイエの活用は自由とする。但し、物販等は認めない。
ホワイエを活用するならば、具体的に提案すること。
※会場使用時間は、9:00～18:00
- (6) 広報、宣伝活動方法の提案（具体的に提案すること。）
- (7) 参加者受付方法の提案
受付は事前受付とし、先着（定員）950名受け付ける方法を提案すること。また、事前受付にて800名に満たない場合、参加希望者が800

名に達する方法を提案すること。

(8) アンケート実施方法の提案

※アンケートは、来場者の60%以上回収率が見込めるような方法の提案をすること。

(9) 見積もり

(10) 実施スケジュールおよび組織体制

(11) その他

上記のほか、委託料上限額の範囲で独自の企画案があれば記載すること。

7 再委託の制限

(1) 受託者は、契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は負わせることができない。

(2) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務については、その履行を第三者に委託し、又は負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ事業団が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

8 その他留意点

(1) 採用された企画については、採用後、決定した業者と協議の上、内容を変更することがある。

(2) 運営に当たっては法令を遵守し、各種許認可等の必要な企画に関しては事前に必ず許認可を得ておくこと。

(3) 本講演会を開催するにあたり、改正障害者差別解消法が定める「合理的配慮の提供」に対応すること。

(4) 本講演会の実施に起因する会場内構造物の破損や汚れ等については受託者が現状回復を行うこと。

(5) 受託者は、本業務の履行にあたり自己の責めに帰すべき事由により委託者、もしくは来場者その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(6) 受託者は、契約締結後すみやかに本業務の実施計画、工程表及び体制図を提出し、事業団の承認を得ること。なお、体制図には協力会社を含めた実施体制を明示すること。

(7) 本仕様書及び実施要領等に定めのない事項は事業団と受託者の協議により決定する。

(8) 本業務委託料にかかる支出について、帳簿及び証拠書類を当該業務終了の年度から起算して5年間整備保管しておくこと。また、受託者は必要に応じて事業団からのこれらの証拠書類の提出、開示請求に応じること。